

# 離島・へき地等における医薬品提供体制の課題と 地域の実情に応じた対応策について(提案)



公益社団法人

日本薬剤師会

Japan Pharmaceutical Association

## 離島・へき地等における薬剤提供のあり方の検討について

### 基本的な考え方

- 地域における医薬品提供体制については、薬剤師が調剤又は医師が自己の処方箋により自ら調剤したものを必要なときに必要な患者に供給できる体制を整えることを前提とすること。
- それぞれの離島・へき地等への具体的な対策は、行政の関係部局、関係団体等が協議・連携して、必要な対応を検討し、合意を得た上で実施するものであること（※）。

※ 都道府県の医療計画等に基づき、薬剤師の確保、医療提供施設相互間の連携等により地域の実情に応じた医薬品提供体制の構築に取り組むこと

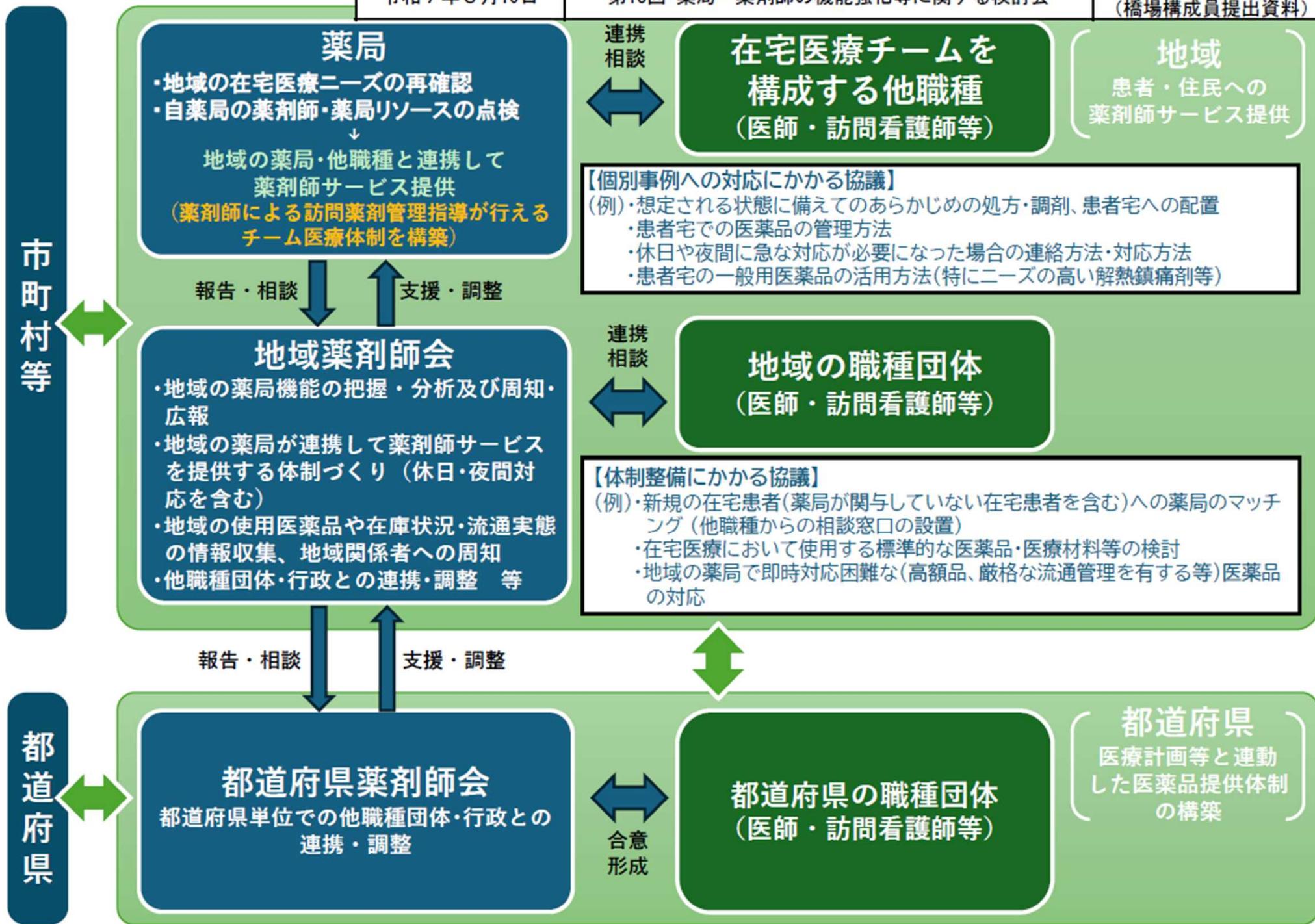
\* 離島・へき地等における薬剤提供については、外来患者に加え、在宅医療を受ける患者への薬剤提供を含む。

# 薬剤師（薬局）の関与による在宅医療における医薬品提供体制の確立に向けて

令和7年3月10日

第13回 薬局・薬剤師の機能強化等に関する検討会

資料4  
(橋場構成員提出資料)



## ケース1:薬局がない地域

<事例:北海道の離島A>

【現状と課題①】医療機関への負担集中

- 医療機関(国保病院)の院内処方により薬剤提供
- 薬に関する対応が医師・看護師に集中
- 医療機関に従事する薬剤師も1名のみであり、業務負担が大きく、人手不足からも増員や将来的な後継者確保が困難な状況

【現状と課題②】介護現場における服薬管理

- 介護施設へは定期的に国保病院より医師の往診があるが、施設における服薬管理は施設職員(看護師1名)が担っており、医師・看護師の本来業務に影響しているほか、飲み忘れや残薬への対応にも課題がある

【現状と課題③】セルフメディケーションの支援

- 店舗販売業が1店あり、相談対応を含め地域のセルフメディケーションを支えているものの、後継者不足は医療機関と同様の課題がある
- 地域のセルフメディケーション支援や薬事衛生の拠点として、薬局が果たせる役割は大きい

### 提案

こうした地域の実態に鑑みれば、地域に薬局が開設(薬剤師確保)されることが理想的な解決策であるが、へき地においては医療従事者も不足しており、薬局の新規開設、事業継続は、人的・金銭的にも困難な状況にあり、地域への薬局配置を実現するための新たな方策が必要ではないか。

### 対応策

地域の公的・準公的な施設※を活用して、当該地域の近隣の薬局が一体的にサービス提供を行うための薬局の分室(仮称)の設置を認める

※役場、公民館、保健センター、郵便局等

➤ 薬局等構造設備規則(省令)の一部改正、管理薬剤師の兼務規程の整備等

## ケース2:離島における医薬品配送

<事例:長崎県五島列島地域>

### 【現状】

- 離島(特に二次離島とよばれる本土から公共交通機関で直接アクセスできない離島)に対して、地域の物流インフラとしてドローンの活用に取り組まれている
- 長崎県五島列島地域では、二次離島に居住する患者に対して、診療所での診察後に発行した処方箋を一次離島にある薬局が受付、一次離島にある薬局で調剤、オンライン服薬指導を行い、ドローンによる処方薬の配送も実現されている
- ドローンによる医薬品配送は、「ドローンによる医薬品配送に関するガイドライン」に則り実施されている

### 【課題】

- 当該地域は高齢者が多く、睡眠薬といった向精神薬に該当する薬剤が処方されていることが多い
- ガイドラインにおいては向精神薬について、『当面の間、ドローンを用いた配送は避けること』とされている

### 提案

ドローンが技術的に進化している中で、医薬品の配送においても安全な配送が実現できている現状を踏まえ、品質・安全性を担保した上で配送可能な医薬品の種類を見直す(増やす)ことで、地域住民の円滑な薬物療法に資するのではないかと。

### 対応策

地域における薬局の配置状況(薬局の有無)や薬局による医薬品の配送状況等を踏まえ、ドローンによる医薬品の配送について、現行の運用において改善できる点がないか検討(例:向精神薬の配送を可とする等)

- 「ドローンによる医薬品配送に関するガイドライン」の見直し

## ケース3:在宅医療における薬剤師業務

### 【現状】

- 現状、患者宅において行うことができる調剤の業務は、①疑義照会、②調剤済みの薬剤の数量を減らすこと、である(例えば、患者宅に残薬がある場合など)。

#### 薬剤師法施行規則

(居宅等において行うことのできる調剤の業務)

第十三条の二 法第二十二条に規定する厚生労働省令で定める調剤の業務は、次に掲げるものとする。

一 薬剤師が、処方箋中に疑わしい点があるかどうかを確認する業務及び処方箋中に疑わしい点があるときは、その処方箋を交付した医師又は歯科医師に問い合わせ、その疑わしい点を確認する業務

二 薬剤師が、処方箋を交付した医師又は歯科医師の同意を得て、当該処方箋に記載された医薬品の数量を減らして調剤する業務(調剤された薬剤の全部若しくは一部が不潔になり、若しくは変質若しくは変敗するおそれ、調剤された薬剤に異物が混入し、若しくは付着するおそれ又は調剤された薬剤が病原微生物その他疾病の原因となるものに汚染されるおそれがない場合に限る。)

### 【課題】

- 患者宅へ医師と同行した際などにおいて(そのほか、薬剤師訪問時に医師のオンライン診療がなされた場合等も想定される)、患者宅にて薬剤の追加、増量等の処方となされた場合でも、調剤は薬局において実施する必要があるため、移動等による時間のロスが発生している。

### 提案

在宅医療に対応する薬剤師が、より柔軟かつ機動的に対応することができるよう、在宅で実施できる調剤の業務を一部見直してはどうか。

### 対応策

処方箋に基づく一部の調剤(例えば、患者に在宅対応を行っている薬剤師が、あらかじめ医師と連携し、予見できる処方にかかる医薬品を患家に持参、医師の処方に基づき調剤を行う)を患家(居宅)で実施可能とする

- 薬剤師法施行規則(省令)の一部改正(居宅等において行うことのできる調剤の業務の見直し)

## ケース4:地域レベルの体制

### 【現状】

- 人口過疎地域においても医療サービスが過不足なく適切に提供されることが重要であるが、現状、医療提供体制の構築に際しては、医薬品提供体制の観点が十分でない状況がある。  
たとえば診療に関しては、へき地診療所での診療、へき地医療拠点病院等からのオンライン診療、巡回診療などが実施されている。
- 近年、オンライン診療のための医師が常駐しない診療所の開設が特例的に認められる、オンライン診療受診施設が医療法上位置付けられる等、オンライン診療の活用環境整備が進み、オンライン診療を活用したへき地医療も取り組まれている。

### 【課題】

- 医薬品提供体制について、地域レベルでの体制が十分でないことから、診療体制の変化に対応したへき地における医薬品提供体制の構築が追いついていない現状がある。

### 提案

離島・へき地における医薬品提供体制の構築の推進のため、具体的な方策の検討が必要ではないか。

### 対応策

離島・へき地における医薬品提供体制の構築の推進のため、厚生労働省の既存のモデル事業等を活用するとともに、厚生労働省、日本薬剤師会、関係団体が連携して、好事例の収集を進めてはどうか。

## 課題1：規制関係

### 課題1-1 薬局の新規開設・維持の困難さ

- 地域の公的・準公共的な施設を活用して、当該地域の近隣の薬局が一体的にサービス提供を行うための薬局の分室（仮称）の設置を認める
  - 薬局等構造設備規則（省令）の一部改正、管理薬剤師の兼務規程の整備等

### 課題1-2 既存制度への対応

- 地域における薬局の配置状況（薬局の有無）や薬局による医薬品の配送状況等を踏まえ、ドローンによる医薬品の配送について、現行の運用において改善できる点がないか検討（例：向精神薬の配送を可とする等）
  - 「ドローンによる医薬品配送に関するガイドライン」の見直し
- 在宅医療の円滑な提供のため、医療資源の多寡にかかわらず検討すべき事項として、在宅医療に対応する薬剤師が、より柔軟かつ機動的に対応することができるよう、処方箋に基づく一部の調剤（例えば、患者に在宅対応を行っている薬剤師が、あらかじめ医師と連携し、予見できる処方にかかる医薬品を患家に持参、医師の処方に基づき調剤を行う）を患家（居宅）で実施可能とする
  - 薬剤師法施行規則（省令）の一部改正（居宅等において行うことのできる調剤の業務の見直し）

## 課題2：地域レベルの体制の構築

- 離島・へき地における医薬品提供体制の構築の推進のため、厚生労働省の既存のモデル事業等を活用し、方策を検討（あわせて、好事例の収集）
  - オンライン服薬指導を受けやすい体制づくり（地域の公的・準公共的な施設※との連携・活用など）
  - 地域の公的・準公共的な施設を活用して、当該地域の近隣の薬局が一体的にサービス提供を行うための薬局の分室（仮称）の設置
  - へき地における薬剤配送体制の構築 等

※役場、公民館、保健センター、郵便局等

# 【現行制度内での対応】

## オンライン服薬指導を受けやすい体制づくり(イメージ)

自治体による枠組みの中で運用  
(行政計画・事業等)

地域の公的・準公的な施設との連携・活用など  
(オンライン服薬指導を受けられる場として)



近隣地域の薬局



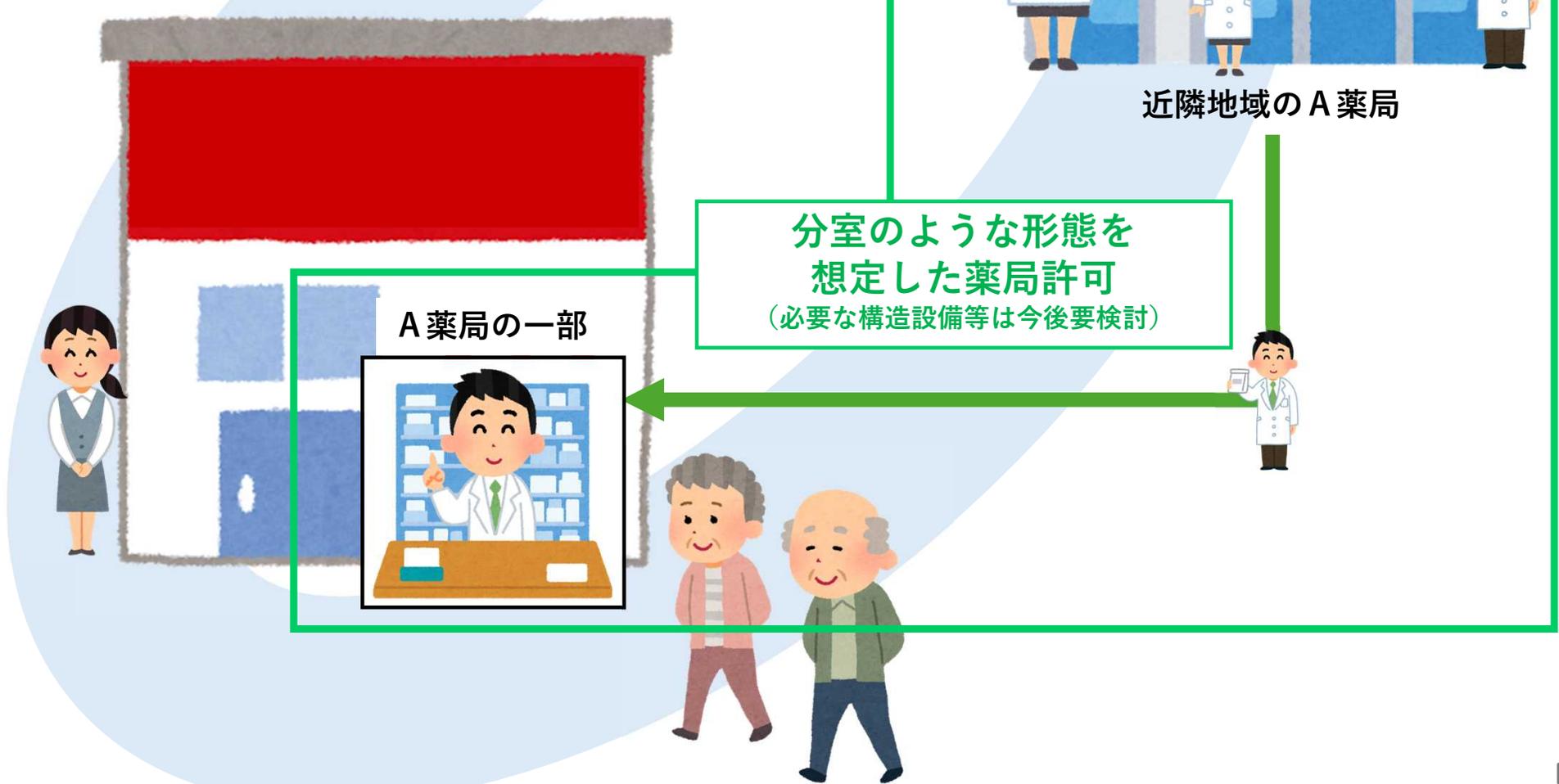
オンライン服薬指導  
薬剤配送

# 【新たな対応策】

## 薬局の分室(仮称)【イメージ】

自治体による枠組みの中で運用  
(行政計画・事業等)

地域の公的・準公共的施設 (場の提供)



管理薬剤師

近隣地域の A 薬局

A 薬局の一部

分室のような形態を  
想定した薬局許可  
(必要な構造設備等は今後要検討)

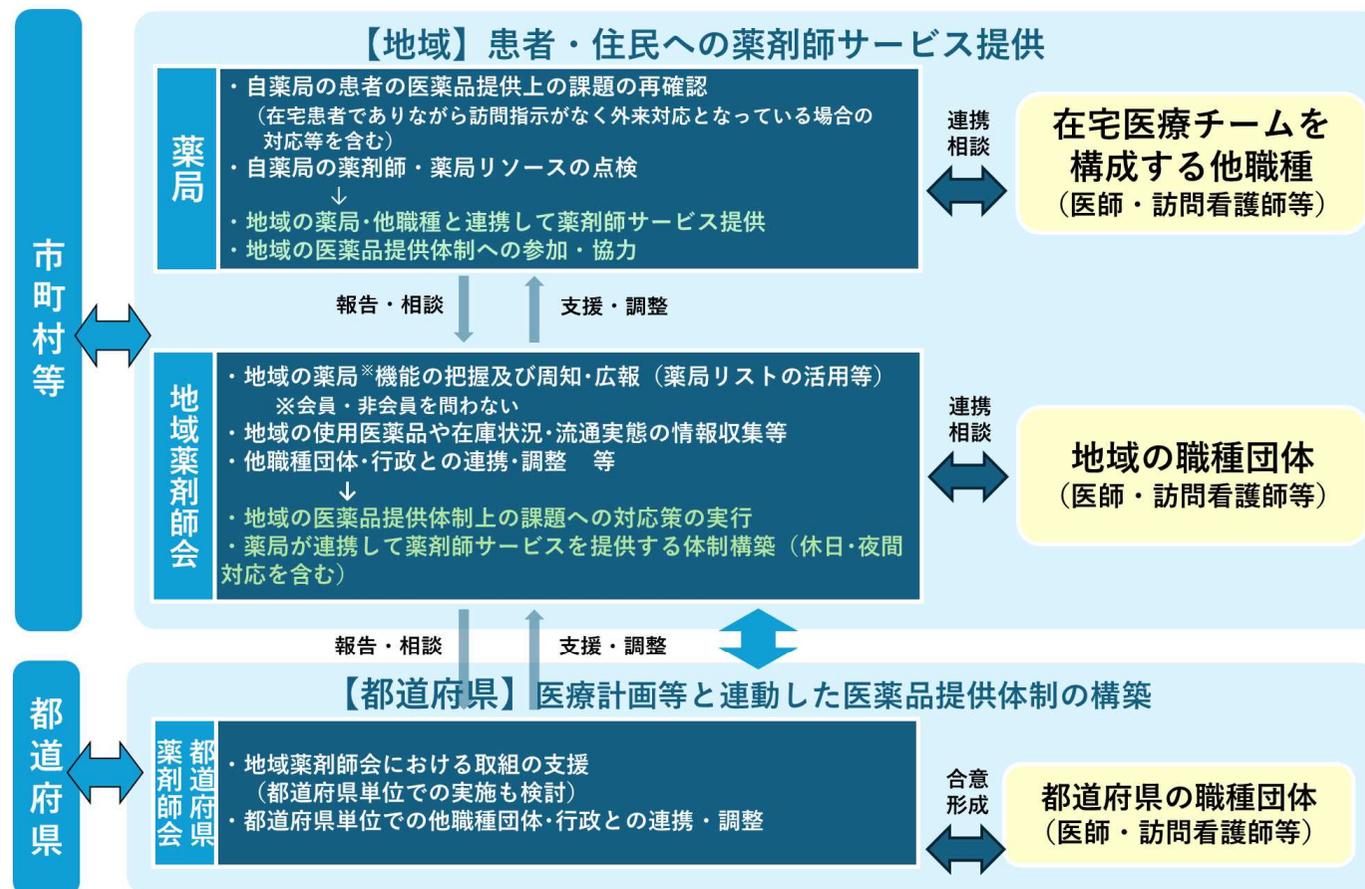
# 參考資料

# 日本薬剤師会「地域医薬品提供体制強化のためのアクションリスト」

## 背景・目的

- 人口減少・過疎化の進展、医療資源の減少などの構造的変化が進む中、変わりゆく社会環境の中で、地域において限られた資源を有効かつ適切に活用し、地域住民のために必要な薬剤師サービスを継続的に提供していくためには、これまで各薬局の個々の努力により、また薬剤師会組織による会員相互扶助の観点で取り組んできた医薬品・薬剤師サービス提供を「地域体制」の観点から再点検・再構築する必要がある。
- そのためには、薬局間の連携と、薬局間連携の核となる地域薬剤師会の役割が重要となるとともに、行政的視点からの「当該地域の医療提供体制に則した医薬品提供体制」の視点が求められる。
- 本会では、地域の医薬品提供を担う当事者（地域薬剤師会・薬局）目線での具体的な取組事項を、取組のステップごとに「アクション」として定めたうえで、「地域薬剤師会の取組事項」「薬局の取組事項」としてまとめた（令和7年7月・地域医薬品提供体制強化のためのアクションリスト）。

図：地域医薬品提供体制強化のためのアクションリスト全体像



日本薬剤師会：地域医薬品提供体制のための環境整備  
(厚生労働省・関係団体と連携)

# 日本薬剤師会「地域医薬品提供体制強化のためのアクションリスト」

## ～取組のステップと実行すべき具体的事項（アクション）～

